

練馬区産業振興専門家委員会設置要綱

平成 26 年 8 月 18 日

26 練産経第 699 号

(設置)

第 1 条 練馬区における産業振興基本計画(以下「計画」という。)の策定および進行管理等を円滑に進めるため、練馬区産業振興専門家委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、つぎに掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の進行管理等に関する事項
- (3) その他、委員会が必要と認めた事項

(構成)

第 3 条 委員会は、区内事業者、産業団体関係者、消費者団体関係者、金融機関職員、練馬区産業振興公社職員、学識経験者および区職員のうちから、委員 18 人以内をもって構成する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委員の委嘱の日から 3 年とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、産業経済部長が招集する。

2 委員会は必要に応じて、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第 6 条 委員会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、委員会の決定があったときは非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、産業経済部経済課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 18 日から施行する。